雇児発第0121002号 平成17年1月21日

都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中 核 市 市 長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について

認可外保育施設の指導監督については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平成13年3月29日雇児発第177号本職通知。以下「指導監督通知」という。)により行われているが、同通知の別添として定められた「認可外保育施設指導監督基準」(以下「指導監督基準」という。)を満たしていない施設が未だに数多く見られるところである。待機児童が存在し、認可外保育施設を利用せざるを得ない児童が多数存在することを踏まえれば、こうした認可外保育施設についても一定の質を確保し、児童の安全確保を図ることが必要である。

こうした状況を踏まえ、認可外保育施設に対してより効果的な指導監督の実施を図る観点から、今般、別紙のとおり「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付要領」を策定し、児童福祉法(以下「法」という。)第59条の2の5第2項の規定に基づく情報提供の一環として、指導監督基準を満たしていると認められる施設に対し、都道府県知事、政令指定都市市長又は中核市市長(以下「都道府県知事等」という。)がその旨を証明する証明書(以下「証明書」という。)を交付するとともに、その旨を公表する仕組みを導入することとしたので、適切な運用が図られるよう対応方お願いする。なお、この新たな仕組みについては、利用者への情報提供として適切に実施される必要があり、また、各都道府県等の区域を越えた認可外保育施設の利用者が存在することを踏まえれば、全都道府県等を通じて統一的な取扱いが求められることに特に留意願いたい。

(別紙)

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付要領

第1 総則

1 この要領の目的及び趣旨

この要領は、認可外保育施設について、指導監督通知に基づく指導監督 の効果的な実施を図るとともに、指導監督基準を満たしていると認められ る施設に対し都道府県知事等が行う証明書の交付に関して必要な事項を定 めるものであること。

2 この要領の対象となる施設

この要領の対象となる施設は、法第59条の2第1項の規定により都道府県知事等への届出が義務づけられている施設であること。

なお、届出対象外施設についても、指導監督基準に基づき、引き続き適切な指導監督に努めること。

第2 証明書の交付

1 立入調査

証明書の交付は、指導監督通知の別紙「認可外保育施設指導監督の指針」 (以下「指導監督指針」という。)の第2の3に定める立入調査及び第3の 2に定める改善指導の結果を踏まえて行うものであること。

立入調査については、指導監督指針の第2の3において、届出対象施設に対しては年1回以上行うことが原則とされており、また、同指針の留意事項14においては、認可外保育施設が多数設置されている地域等における取扱いが定められているが、これらを踏まえ適切に立入調査を実施すること。

2 改善指導

立入調査の結果に基づく改善指導については、指導監督指針第3の2に 定められているが、今般、現行の指導監督基準に沿って、立入調査結果の 評価について別表の基準を定め、文書による改善指導(以下「文書指導」 という。)を行うべきものと口頭による改善指導(以下「口頭指導」という。) が可能なものに区分したこと。

具体的には、B判定の事項(指導監督基準を満たしていないが、比較的 軽微な事項であって改善が容易と考えられるもの)については口頭指導に より対応することとし、C判定の事項(指導監督基準を満たしていない事項で、B判定以外のもの)については文書指導により対応することを原則としたこと。ただし、B判定の事項であっても、以前の立入調査において指摘がなされたことがあり、新たな立入調査によっても再度指摘がなされる場合など、児童の安全確保の観点から特に注意を促す必要がある場合には、文書指導を行うべきこと。

この評価の結果、文書指導を行う場合には、指導監督指針第3の2(2)に従い、概ね1か月以内の回答期限を付して文書による報告を求める等の措置を講じること。また、口頭指導を行う場合には、立入調査時に対面により、又は事後に文書による報告若しくはこれに準ずる電話・FAX等の方法により、改善状況の確認を行うこと。

3 証明書の交付

指導監督基準を満たす旨の証明書は、都道府県知事等が、管内の認可外保育施設について1の立入調査を実施し、別表の全項目について適合していることを確認した場合に、当該施設の設置者等に対し別添様式により交付するものであること。

また、2の改善指導を行った場合でも、その指導事項の改善状況の確認により、当該施設が別表の全項目について適合していることを確認した場合には、証明書を交付すること。

なお、証明書の有効期間は、これを都道府県知事等が交付した日から、次の4によりその返還を求められたときまでであること。

4 証明書の返還

3の証明書の交付を受けた者が、指導監督指針の第2の3(1) の通常の立入調査、の特別の立入調査等により、3に定める証明書交付の要件を満たさなくなったと認められるときは、都道府県知事等は証明書の返還を求めるとともに、当該返還を求めた日付につき記録を残しておくこと。また、1の立入調査により、新たに証明書を交付する場合には、先に交付した証明書につき回収を行う等適切な措置を講ずること。

5 証明書の再発行

当該施設の設置者等は、3の証明書を紛失等した場合には、証明書の再 交付を求めることができること。再交付を受けた後、紛失等した証明書を 発見したときは、ただちに、発見した証明書を都道府県知事等に返還しな ければならないこと。

第3 情報提供等

都道府県知事等は、指導監督指針第6に定める情報提供として、管内の認可外保育施設につき証明書を交付した事実についてインターネットへの掲載等により公表するとともに、市区町村等に情報提供を行うとともに、市区町村等においても一般への情報提供が行われるよう求めること。

また、証明書の交付を受けた認可外保育施設は、保護者等からの求めに応じて証明書を提示できること。

このように証明書は利用者への情報提供に用いられるが、保育施設については各都道府県等の区域を越えて利用されることもあることから、証明書の交付については、第2に基づき全都道府県等を通じて統一的な取扱いが求められるものであること。

第4 雑則

都道府県等は、指導監督指針第7に定める記録の整備の一環として、認可外保育施設に対する証明書の交付、返還等についても必要な記録を整備すること。

別表 評価基準

この評価基準は、現在の指導監督基準に沿って、立入調査の結果について文書による改善指導(以下「文書指導」という。)を行うべきものと口頭による改善指導(以下「口頭指導」という。)による対応が可能なものに整理したものである。

判定の内容

判定区分	内容
A	指導監督基準を満たしている事項
В	指導監督基準を満たしていないが、比較的軽微な事項であっ て改善が容易と考えられるもの
С	指導監督基準を満たしていない事項で、B判定以外のもの

指導の基準

B判定の事項については口頭指導により対応することとし、C判定の事項については 文書指導により対応することを原則とすること。ただし、B判定に該当する事項であっ ても、以前の立入調査において指摘がなされたことがあり、新たな立入調査によっても 再度指摘がなされる場合など、児童の安全確保の観点から特に注意を促す必要がある場合には、文書指導を行うものとする。

改善結果

指導事項に対する改善結果を記録するものとし、表記は改善、未改善で記入すること。

指導					評	価	基	<u>K</u>	<u> </u>			改	善
	調査事項	調査内容						判定	区分	実際の	D指導		
基準			評	価	事	項		В	С	口頭	文書	結	果
	(1)保育に従事する者の	保育従事者の必要数の算出											
1	数	以下、必要数の算出は年齢別											
	乳児	に小数点1桁(小数点2桁以下											
保	おおむね3人につき1人	切り捨て)目までを算出し、そ											
育	以上	の合計の端数(小数点1桁)を											
に	幼児	四捨五入する。											
従	・1,2歳児	a 調査日の属する月を基準月と	・主たる開	所明	寺間に	こおい	て、	-					
事	おおむね6人につき1人	し、月極めの利用契約乳幼児数	月極契約	列乳幺	力児数	汝に対	して						
す	以上	を基礎とする。(以下「基礎乳	保育従事	者が	「不足	としてに	いる。						
る	・3 歳児	幼児数」という。)											
者	おおむね 20 人につき 1 人	b 時間預かり(一時預かり)が	・主たる開	所	寺間に	こおい	て、		-				
の	以上	ある場合は、基礎乳幼児数に時	総乳幼児	き数に	こ対し	して保	育従						
数	・4 歳児以上	間預かりの乳幼児数を加えるこ	事者が不	足し	てい	る。							
及	おおむね 30 人につき 1 人	と。(以下「総乳幼児数」という。)	保育従	事者	が不り	足する	t)						
び	以上		うな場合	合に	は、	乳幼児	, ග						
資	以下、乳児、幼児を総		受入を	折る。	ようi	指導を	行						
格	称する場合は、「乳幼児」		うこと。										
	<u>とする。</u>		,										
	〔考え方〕	c 常時、保育に従事する者が、	・契約乳幼	り児の	の在第	鲁時 間	帯に	-	[[[
	ここでいう保育に従事す	複数配置されるものであるこ	保育従事	者 /	が1ノ	人勤務	の時						
	る者は、その勤務時間を常	と。また、主たる開所時間を超	間帯があ	5る。	たた	ぎし、	主た						
	勤職員に換算(有資格者、	える時間帯については、現に保	る開所時	間を	を超え	える時	間帯						
	その他の職員別にそれぞれ	育されている乳幼児が1人であ	について	. Đ	見に化	保育さ	れて						
	の勤務延べ時間数の合計を	る場合を除き、常時、2人以上	いる乳幼	力児 だ	が1ノ	人であ	る場						
	8時間で除して常勤職員数	の保育に従事する者を配置する	合を除く	0									
	とみなす)して上記の人数	こと。											
	を確保すること。												
	(2)保育に従事する者の	有資格者の数が保育従事者の必要											
	有資格者の数	数の3分の1以上いるか。											
	〔考え方〕	a 月極契約乳幼児数に対する有	・月極契約	的乳丝	力児数	数に対	する	-					
	ここでいう有資格者は、	資格者の数	保育従事	者数	対にこ	ついて	、有						
	保育士又は看護師の資格を		資格者が	不足	して	いる。							
	有する者をいう。ただし、							 	<u> </u>		 		
	少人数の乳幼児を保育する	b 総乳幼児数に対する有資格者	・総乳幼児	数は	こ対す	する保	育従		-				1
	施設等において、保育の実	の数	事者数に	つし	17,	有資	格者						
	態を勘案して幼稚園教諭免		が不足し	てし	る。								
	許取得者や都道府県等が実	有資格者の算出に当たっては、					_						
	施している研修の受講者等	小数点 1 桁を四捨五入	保育従	事者	が不り	足する	ょ						
	について、都道府県知事が		うな場合	合に	は、	乳幼児	, ග						
	保育士に準じた専門性や経		受入を	断る。	ようi	指導を	行						
	験を持っていると判断する		うこと。				J						
	ことも差し支えない。												
	(3)保育士の名称	a 保育士でない者を保育士又は	・左記の	事項	につる	き、道	反が	-					\Box
		保母、保父等これに紛らわしい											
		名称で使用していないか。											
													—

指導				準		改	善
	調査事項	調査内容		判定区分	実際の指導		
基準			評価事項	ВС	口頭 文書	結	果
2 保育室	(1)保育室の面積〔考え方〕保育室面積;当該保育施設において、保育室として使用している	保育室の面積は、おおむね入所乳 幼児1人当たり1.65㎡以上確保 されているか。 a 月極契約乳幼児数についての 1人当たりの面積	・不足している。	-			
等の構造設備	部屋の面積。調理室や便所、 浴室等は含まない。	b 総乳幼児数についての1人当 たりの面積	・不足している。 総乳幼児数に対して保育室 面積が不足するような場 合には、乳幼児の受入を 断るよう指導を行うこと。	-			
及び面積	(2)調理室の有無 【考え方】 給食を施設外で調理している場合、家庭からの弁参を行っている場合等は、保存、配膳等のために必要な調理機能を有していることが求められる。	a 調理室は、当該施設内にあって専用のものであるか。又は、施設外共同使用であるが、必要な時に利用できるか。	・調理等調理機能的の場合では、第2000年のでは	-			
	(3)おおむね1歳未満児とその他の児童の保育場所とが区画されかつ安全性が確保	a おおむね 1 歳未満児の保育を行う場所とその他の児童の保育を行う場所は、別の部屋であることが望ましいが、部屋を別にできない場合は、明確な段差やベビーフェンス、ベビーベッド等で区画すること。	・区画されていない。(保育場所が別の部屋にない、又はベビーフェンス、ベビーベッド等の区画がない。) ・区画が不十分(ベビーフェンス等があっても、十分活用されていない。)				

調 査 事 項	_
2	結集
2 気の確保、安全性の確保 ない。	
(保育室	
保育室等のの構造に認可保育所の保育室の採光)に準じ、窓等採光に有効な開口部の面積が床面積の5分の1以上であることが望ましい。 b 換気が確保されているか。 ・窓等換気に有効な開口部がない。 建築基準法第28条第2項の規定(居室が換気)に準じ、窓等換気に有効な開口部の面積が床面積の20分の1以上であるか、これに相当する換気設備があることが望ましい。 c 乳幼児用ペッドの使用に当たっては、同一の乳幼児用ペッドに2人以上の乳幼児を寝かせているい。 に2人以上の乳幼児を寝かせているか。 ことがある。	
育室 等の	
全 等 の 構 造 設 備	
では、窓等採光に有数な開口部の面積が床面積の5分の1以上であることが望ましい。 ・窓等換気に有効な開口部がない。 ・窓等換気に有効な開口部がない。 建築基準法第28条第2項の規定(居室の規定。) に準じ、窓等換気に有効な開口部の面積が床面積の20分の1以上であるか、これに相当する換気設備があることが望ましい。 ・同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせることがある。 ・ことがある。 ・ことがある。 ・ことがある。 ・ことがある。	
の 構	
横 造 設 備	
造設	-
設備	
設備	
及び面積	
び 面 積	
□ 積 2 I項の規定(居室の換気) に準じ、窓等換気に有 効な開口部の面積が床 面積の20分の1以上 であるか、これに相当 する換気設備があることが望ましい。	
に準じ、窓等換気に有 対な開口部の面積が床 面積の20分の1以上 であるか、これに相当 する換気設備があるこ とが望ましい。	
対な開口部の面積が床 面積の20分の1以上 であるか、これに相当 する換気設備があるこ とが望ましい。 c 乳幼児用ベッドの使用に当た っては、同一の乳幼児用ベッドに2 っては、同一の乳幼児用ベッド に2人以上の乳幼児を寝かせる ことがある。 いないか。 (5)便所	
面積の20分の1以上であるか、これに相当する換気設備があることが望ましい。 c 乳幼児用ベッドの使用に当たっては、同一の乳幼児用ベッドに2つく以上の乳幼児を寝かせるに2人以上の乳幼児を寝かせてに2人以上の乳幼児を寝かせていないか。 (5)便所	
面積の20分の1以上であるか、これに相当する換気設備があることが望ましい。 c 乳幼児用ベッドの使用に当たっては、同一の乳幼児用ベッドに2つく以上の乳幼児を寝かせるに2人以上の乳幼児を寝かせてに2人以上の乳幼児を寝かせていないか。 (5)便所	
であるか、これに相当 する換気設備があるこ とが望ましい。 C 乳幼児用ペッドの使用に当た っては、同一の乳幼児用ペッドに2 っては、同一の乳幼児用ペッド に2人以上の乳幼児を寝かせて に2人以上の乳幼児を寝かせて いないか。	
て 乳幼児用ベッドの使用に当た ・同一の乳幼児用ベッドに2 - 人以上の乳幼児を寝かせる に2人以上の乳幼児を寝かせて に2人以上の乳幼児を寝かせて いないか。 (5)便所	
C 乳幼児用ベッドの使用に当た ・同一の乳幼児用ベッドに2 - っては、同一の乳幼児用ベッド 人以上の乳幼児を寝かせる に2人以上の乳幼児を寝かせて ことがある。 いないか。 (5)便所	
c 乳幼児用ベッドの使用に当た ・同一の乳幼児用ベッドに2 - っては、同一の乳幼児用ベッド 人以上の乳幼児を寝かせる に2人以上の乳幼児を寝かせて ことがある。 いないか。 (5)便所	
っては、同一の乳幼児用ベッド 人以上の乳幼児を寝かせる に2人以上の乳幼児を寝かせて いないか。	
っては、同一の乳幼児用ベッド 人以上の乳幼児を寝かせる に2人以上の乳幼児を寝かせて いないか。	-
に 2 人以上の乳幼児を寝かせて ことがある。 いないか。 (5)便所	
いないか。 (5)便所	
	-
a 便所の手洗設備 (a)便所用の手洗設備が設けられ ・便所用の手洗設備が設けら -	
便所と保育室及び調 ているだけでなく、衛生的に管 れていない。	
理室との区画 理されているか。	
便所の安全な使用の ・手洗設備が不衛生(十分に - ・	
確保 (b)便所は、幼児が安全に使用す 清掃がなされていない、石	
るのに適当なものであるか。 けんがないなど。)	
(c)便所は保育室及び調理室と区 ・便所が、保育室及び調理室 -	T
画され衛生上問題がないか。と区画されていない。	
・便所が不衛生(十分に清掃 -	
がなされていない。)	
b 便所の数 便器の数が、おおむね幼児20人 ・基準より便器の数が大きく -	
につき 1以上であること。 不足している。	
特に支障がない場合	
便所が同一階にあり、共同使	
用しても必要数を確保でき、衛	
生上問題ないこと。	

指導						改 善
	調査事項	調査内容		判定区分	実際の指導	
基準			評価事項	ВС	口頭 文書	結 果
3	(1) a 消火用具の設置	(a)消火用具が設置されているか。	・消火用具がない又は消火用 具の機能失効。	-		
常災害に		(b)職員が消火用具の設置場所及びその使用方法を知っているか。	・消火用具の設置場所等につ き、周知されていない。	-		
対する措置	b 非常口の設置	非常口は、火災等非常時に入所乳 幼児の避難に有効な位置に、適切に 設置されているか。 2階以上の施設については、 指導基準4により評価を行うも のとする。		-		
	(2) a 非常災害に対する具体的計画(消防計画)の策定	(a)具体的計画 = 消防計画が適正に作成され届出が行われているか。 消防法上30人以上の施設については、作成及び届出の義務がある。30人未満の施設であっても、乳幼児の安全確保の観点から届出が望ましい。 消防計画の内容に変更の必要がある場合は、変更届の提出を行うものとする。	・30人以上の施設につき、 具体的計画(消防計画)を 作成、届出をしていない。	-		
	b 避難消火等の訓練の 毎月 1 回以上の実施	(b)防火管理者の選任、届出が行われているか。 認可外保育施設も消防法上の児童福祉施設とみなされるため、30人以上の施設は、防火管理者の選任、届出を行わなければならない。30人未満の施設であっても乳幼児の安全確保の観点から、届出を行うことが望ましい。 (a)訓練は毎月定期的に行われているか。 訓練内容は、消火活動、通報海路及び避難誘導等の実地訓練	選任、届出をしていない。・訓練が1年以内に1回も実施されていない。・訓練がおおむね毎月実施さ			
		いるか。	施されていない。 ・訓練がおおむね毎月実施さ	-		

選 事 項	指導					評	価	基	<u> </u>	準			改	善
4 (1)保育室が2階の場合 a 保育室その他乳の児が出入り し又は通行する場所に、乳切児 の転落事故を防止する設備を備えているか. b 所火鑑繁物者は人に準耐火建 素物又は対別の避難に通した 機造の施設者しては破傷のいず れかを満たしているか、		調査事項	調査内容						判定	区分	実際の	D指導		
日本	基準								В	С	口頭	文書	結	果
の配落審政を防止する設備を権 えているか。 b 耐火建築物質しくは準耐火機 築物又は対処児の離尾に適した 構造の施設者しくは設備のいす れた表に人でいるか。 なお、保育室を2厘に設ける 連動が右記イ又は口のいずれも 選集事3に規定する設備の設置 及び訓練の実施がなさ れていない。 選集事3に規定する設備の設置 及び訓練の実施がなさ こと。 保育室の室内面の材質確認 は、外額では判別が難しいって、 選集の間でを確認すること。 保育室の室内面の材質確認 は、外額では判別が難しいって、 選集の間でで確認すること。 ((1)) 屋内階段 屋外階段 ((2) 保育室が3階の場合 a 耐火建築物であるか。 の条件 (2) 保育室の自部分から歩行地様 3 0 m以がに見か見の検討を持て、一方の実施を対してない、(年耐火建築物での分別連関的反はこれに挙する政権を分別の分別の条件 (2) 保育室が3階の場合 a 耐火建築物であるか。 の条件 (2) 保育室が3階の場合 a 耐火建築物であるか。 (2) 保育室が3階の場合 の条件 (2) 保育室が3階の場合 a 耐火建築物であるか。 (2) 保育室が3階の場合 の条件 (3) に見がきないに、一部が必要が対してない。(年耐火建築物で、 つうち該当するものが一つ とに規定する事材 火機 の の うち該当するものが一つ とに規定する再放 水理薬物で ない、(年耐火建築物で ない、(年耐火建築物で 不可)) (2) 保育室の自部分から歩行地様 3 0 m以がに見が見めが必要がに満した構造の施設又は設備がある か。 (3) は基準法施行令第1 2 3 条第 1 項に規定する 構造の 原内発制を対してない。(年耐火建築物で ない、(年耐火建築物で ない、(中耐火建築物で ない、(中耐火建築物で ない、(単純 基準法施行令第1 2 3 条第 1 項に規定する 構造の 原内発制を取れ 議 3 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				・転落	防止	設備が	ない。		-					
保育室	4	の条件	し又は通行する場所に、乳幼児											
日														
を			えているか。							ļ	ļ			
を							_							
2 構造の施設者しくは設備のいずれれを満たしているか、 なお、保育室を2階に設ける 達物が在記7又は口のいずれも、指 増基率3に規定する設備の設置 及び訓練の実施に特に留意する こと。 (保育室の室内面の材質確認 は、外観では判別が難しいので、 建築図面等で確認すること。 ((1)) 屋内階段 屋外階段 (3) 建築図面等で確認すること。 ((1)) 屋内階段 屋外階段 (3) 建築図面等で確認すること。 ((1)) 屋内階段 屋外階段 (3) 建築図面等の室内面のが質確認 は、外観では判別が難しいので、 建築図面等で確認すること。 ((1)) 屋内階段 屋外階段 (2) 保育室が3階の場合 の条件 (2) 保育室が3階の場合 の条件 (2) 保育室の首部分から歩行距離 3 0 m以内に乳切がの避難に通した輸達の経過が設又はこれに率する設備 屋外階段 (2) 保育室の首部分から歩行距離 3 0 m以内に乳切がの避難に通した輸達の施設又は設備がある か。 (2) 保育室の首部分から歩行距離 3 0 m以内に乳切がの避難に通した輸達の施設又は設備がある か。 (2) 保育室の首部分から歩行距離 3 0 m以内に乳切がの避難に通した輸達の施設又は設備がある か。 (2) 保育室の首部分から歩行距離 3 0 m以内に乳切がの避難に通した輸達の施設又は設備がある が。 (3) 発酵では、 (4) に関げる施設又は設備 のうち該当するものが一つ もない、 建築基準法施行令第1 23条第1項に規定する 構造の屋内特別避難階段 に対した機造の施設又は設備がある が。 (4) に関げる施設又は設備 のうち該当するものが一つ もない、 建築基準法施行令第1 23条第1項に規定でする 構造の屋内特別避難階段 区域の理難階段又は第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 区域の理難で表情違の屋内特別避難階段														
開							•							
以上に														
上							実施が	なさ						
では、														
設ける														
日本 1														
正と。														
場合の 保育室等の室内面の材質確認 は、外観では判別が難しいので、 建築區準法施行令第123条第1項に規定する構造の層内・														
会の 保育室等の室内面の材質確認 は、外観では判別が難しいので、 建築區準法施行令第123条第1項に規定する構造の個内時別避難階段 (2)保育室が3階の場合 の条件 (1)保育室の各部分から歩行距離 30m以内に乳幼児の避難に適した構造の施設又は設備があるか。 ・ 建築區準法第2条第9号の 2に規定する制造の傾斜路又は工れに準ずる設備 の条件 (2)保育室が3階の場合 か。 ・ 以下に掲げる施設又は設備 のうち該当するものが一つもない。 (準耐火建築物は不可) でない。 (準耐火建築物で下の ない。 (第一位) は設備 のうち該当するものが一つもない。 連築區準法施行令第123条第1項に規定する構造の 個内特別避難階段又は 第3項に規定する構造の 個内特別避難階段又は 第3項に規定する構造の 個内特別避難階段			<u> </u>											
は、外観では判別が難しいので、 建築図面等で確認すること。 (い) 屋内階段 屋外階段 (ろ) 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内特別避難階段又は第3項に規定する構造の屋内特別避難階段又は第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 特選上有効なパルコーー 建築基準法第2条第7号の2に規定する準例 火構造の傾斜路又はこれに準ずる設備 屋外階段 (2)保育室が3階の場合 a 耐火建築物であるか。 ・ 建築基準法第2条第9号の 2 に規定する耐火建築物でない。(準耐火建築物でない。(準耐火建築物でない。(準耐火建築物でない。(準耐火建築物であるか。 ・ 以下に掲げる施設又は設備 - のうち該当するものが一つもない。 建築基準法能行令第1 2 3条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は第3項に規定する構造の屋内避難階段又は第3項に規定する構造の屋内避難階段又は第3項に規定する構造の屋内避難階段又は第3項に規定する構造の屋内避難階段又は第3項に規定する構造の屋内避難階段又は第3項に規定する構造の屋内避難階段			収充党等の党中帝の共産政 初											
条件 建築図面等で確認すること。 は設備がそれぞれ1以上設けられていること。 (い) 屋内階段 屋外階段 (3) 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内特別避難階段 待避上有効なパルコニー 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐 火構造の傾斜路又はこれに準ずる設備 屋外階段 (2)保育室が3階の場合 の条件 (2)保育室が3階の場合 の条件 (2)保育室が3階の場合 から歩行距離 以下に掲げる施設又は設備 つうち該当するものが一つ もない。 (準耐火建築物は不可) (2)保育室の各部分から歩行距離 以下に掲げる施設又は設備 つっち該当するものが一つ もない。 建築基準法施行令第1 23条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は第3項に規定する構造の屋内避難階段又は第3項に規定する構造の屋内避難階段又は第3項に規定する構造の屋内避難階段又は第3項に規定する構造の屋内避難階段又は														
(2)保育室が3階の場合 の条件 (2)保育室が3階の場合 の条件 (2)保育室が3階の場合 の条件 (2)保育室が3階の場合 の条件 (2)保育室の各部分から歩行距離 30m以内に乳幼児の避難に適した構造の施設又は設備があるか。 (2に規定する耐火建築物であるか。)・建築基準法第2条第9号の2に規定する職人機業物は不可) (2)保育室の各部分から歩行距離 30m以内に乳幼児の避難に適した構造の施設又は設備があるか。 (3) は以下に掲げる施設又は設備のつうち該当するものがつしまない。 2 に規定する耐火建築物は不可) (2) 保育室の各部分から歩行距離 30m以内に乳幼児の避難に適した構造の施設又は設備があるが。 (3) は以情があるが。 (4) は以下に掲げる施設又は設備のつうち該当するものが一つもない。 2 は楽薬基準法施行令第1 2 3条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は第3項に規定する構造の屋内避難階段とは第3項に規定する構造の屋内避難階段と														
(2)保育室が3階の場合 a 耐火建築物であるか。 (2)保育室が3階の場合 a 耐火建築物であるか。 (2)保育室が3階の場合 の条件 (2)保育室が3階の場合 a 耐火建築物であるか。 (2)保育室が3階の場合 の条件 (2)保育室が3階の場合 a 耐火建築物であるか。 (2)保育室が3階の場合 の条件 (2)保育室が3階の場合 a 耐火建築物であるか。 (2)保育室が3階の場合 a 耐火建築物であるか。 (2)保育室が3階の場合 a 耐火建築物であるか。 (2)保育室が3階の場合 a 耐火建築物であるか。 (3)保育室の各部分から歩行距離 a 小階段 a 小路段 a 小路 a 小路	_		在未回回号で確認すること。					ᅩᇝ						
屋外階段	''			173	100	V. 0 C	. C .							_
屋外階段				(L)	,	屋口	力階段							
(2)保育室が3階の場合 a 耐火建築物であるか。 (2)保育室が3階の場合 の条件 (2)保育室が3階の場合 a 耐火建築物であるか。 (2)保育室が3階の場合 の条件 (2)保育室が3階の場合 の条件 (2)保育室の各部分から歩行距離 以下に掲げる施設又は設備 のうち該当するものが一つもない。(準耐火建築を関するものが一つもない。) 建築基準法施行令第1 23条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は第3項に規定する構造の屋内避難階段とは第3項に規定する構造の屋内避難階段と				(4.1	'									
A 構造の屋内避難階段又は第3項に規定する 構造の屋内特別避難階段 (2)保育室が3階の場合 a 耐火建築物であるか。														
本語 本語 本語 本語 本語 本語 本語 本語				(3)	建築	基準法別	电行令	第1	23条	€第1]	頃に規	定す	
横造の屋内特別避難階段 待選上有効なパルコニー 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐 火構造の傾斜路又はこれに準ずる設備 屋外階段 (2)保育室が3階の場合 の条件 ・建築基準法第2条第9号の 2に規定する耐火建築物でない。(準耐火建築物でない。(準耐火建築物は不可) b 保育室の各部分から歩行距離 のうち該当するものが一つした構造の施設又は設備があるか。 した構造の施設又は設備があるか。 建築基準法施行令第1 23条第1項に規定する 構造の屋内避難階段又は 第3項に規定する構造の屋内特別避難階段				\ \ \		る構造	きの屋内	习避勤	階段	又は第	3項	に規定	する	
建築基準法第 2 条第 7 号の 2 に規定する準耐 火構造の傾斜路又はこれに準ずる設備 屋外階段														
(2)保育室が3階の場合の条件 a 耐火建築物であるか。 ・建築基準法第2条第9号の - 2 に規定する耐火建築物でない。(準耐火建築物は不可) b 保育室の各部分から歩行距離 30m以内に乳幼児の避難に適した構造の施設又は設備があるか。 ・以下に掲げる施設又は設備 - のうち該当するものが一つもない。建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は第3項に規定する構造の屋内接難階段						待避	上有効な	ルバル	レコニ	_				
屋外階段						建築	基準法算	第2条	€第 7 ·	号の 2	に規	定する	準耐	
(2)保育室が3階の場合 の条件 ・建築基準法第2条第9号の 2に規定する耐火建築物でない。(準耐火建築物は不可) ・以下に掲げる施設又は設備 のうち該当するものが一つした構造の施設又は設備があるか。 ・建築基準法施行令第1 23条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は第3項に規定する構造の屋内特別避難階段						火構i	造の傾余	斗路 又	くはこ	れに準	゙゚゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙	設備		
の条件 2 に規定する耐火建築物でない。(準耐火建築物は不可) b 保育室の各部分から歩行距離・以下に掲げる施設又は設備 - のうち該当するものが一つした構造の施設又は設備があるか。 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は第3項に規定する構造の屋内避難階段						屋外區	階段							
の条件 2 に規定する耐火建築物でない。(準耐火建築物は不可) b 保育室の各部分から歩行距離・以下に掲げる施設又は設備 - のうち該当するものが一つした構造の施設又は設備があるか。 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は第3項に規定する構造の屋内避難階段														J
はい。(準耐火建築物は不可) b 保育室の各部分から歩行距離・以下に掲げる施設又は設備・のうち該当するものが一つした構造の施設又は設備があるか。 建築基準法施行令第1 23条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は第3項に規定する構造の屋内避難階段		(2)保育室が3階の場合	a 耐火建築物であるか。	・建築	基準	法第 2	条第 9	号の	-					
可) b 保育室の各部分から歩行距離 ・以下に掲げる施設又は設備 - のうち該当するものが一つ した構造の施設又は設備がある か。 をない。 建築基準法施行令第1 23条第1項に規定する 構造の屋内避難階段又は 第3項に規定する構造の 屋内特別避難階段		の条件		2 ات	規定	する耐	火建築	物で						
b 保育室の各部分から歩行距離 ・以下に掲げる施設又は設備 - 30m以内に乳幼児の避難に適 のうち該当するものが一つ した構造の施設又は設備がある か。 建築基準法施行令第1 23条第1項に規定する 構造の屋内避難階段又は 第3項に規定する構造の 屋内特別避難階段				ない	. (}	準耐火	建築物	は不						
30m以内に乳幼児の避難に適 した構造の施設又は設備がある か。 建築基準法施行令第1 23条第1項に規定する 構造の屋内避難階段又は 第3項に規定する構造の 屋内特別避難階段				可)										
30m以内に乳幼児の避難に適 した構造の施設又は設備がある か。 建築基準法施行令第1 23条第1項に規定する 構造の屋内避難階段又は 第3項に規定する構造の 屋内特別避難階段														
した構造の施設又は設備がある か。 建築基準法施行令第1 23条第1項に規定する 構造の屋内避難階段又は 第3項に規定する構造の 屋内特別避難階段			b 保育室の各部分から歩行距離	・以下	に掲	げる施	設又は	設備	-					
か。 建築基準法施行令第1 23条第1項に規定する 構造の屋内避難階段又は 第3項に規定する構造の 屋内特別避難階段			30m以内に乳幼児の避難に適	のう	ち該	当する	ものが	ーつ						
23条第1項に規定する 構造の屋内避難階段又は 第3項に規定する構造の 屋内特別避難階段			した構造の施設又は設備がある	もな	l1.									
構造の屋内避難階段又は 第3項に規定する構造の 屋内特別避難階段			か。	建	築基	準法施	行令第	1						
第3項に規定する構造の 屋内特別避難階段				2	3条	第1項	に規定	する						
屋内特別避難階段				構	造の	屋内避	難階段	又は						
				第	3項	に規定	する構	造の						
屋外階段				屋	内特	別避難	階段							
				屋	外階	段								

指導				<u> </u>	準			改	善善
34 (3	調査事項	調査内容	¥1 1F1 2	- 判定[実際の	D指導		1
基準			評価事項	В	С	1	文書	結	果
	(2)保育室が3階の場合		・以下に掲げる施設又は設備	-					
4	の条件		のうち該当するものが一つ						
			もない。						
保			建築基準法施行令第12						
育			3条第1項に規定する構						
室			造の屋内避難階段又は第						
を			3項に規定する構造の屋						
2			内特別避難階段						
階			建築基準法第2条第7号						
以			に規定する耐火構造の傾						
上			斜路又はこれに準ずる設						
に			備						
設			屋外階段						
け			/至八月日FX						
る		 c 調理室は床及び壁が耐火構造	・以下に掲げる協設立け記供						
場		で戸が防火戸であるか。	のうち該当するものが一つ	-					
		て戸が例入戸であるが。							
合			もない。						
の ~			保育施設の調理室以外の						
条			部分と調理室を建築基準						
件			法第2条第7号に規定す						
			る耐火構造の床若しくは						
			壁又は建築基準法施行令						
			第112条第1項に規定						
			する特定防火設備で区画						
			し、換気、暖房又は冷房						
			の設備の風道が、当該床						
			若しくは壁を貫通する部						
			分又はこれに近接する部						
		ダンパー;ボイラーなどの煙	分に防火上有効にダンパ						
		道や空調装置の空気通路に設け	ーが設けられている。						
		て、煙の排出量、空気の流量を	調理室にスプリンクラー						
		調節するための装置のこと。	設備その他これに類する						
			もので自動式のものが設						
			けられている。						
			調理室において調理用器						
			具の種類に応じ有効な自						
			動消火装置が設けられ、						
			かつ、当該調理室の外部						
			への延焼を防止するため						
			に必要な措置が講じられ						
			ている。						
		d 保育施設の壁及び天井の室内	・左記dを満たしていない。	-					
		に面する部分の仕上げを不燃材							
		料でしているか。							

指導						改	善善
	調査事項	調査内容		判定区分	実際の指導		
基準			評価事項	ВС	口頭 文書	結	果
	(2)保育室が3階の場合	e 保育室その他乳幼児が出入り	・転落防止設備がない。	-			
4	の条件	し、又は通行する場所に、乳幼					
		児の転落事故を防止する設備が	・転落防止設備が活用されて	-			
保		設けられているか。	いない等運用面で注意を要				
育			する事項がある。				
室				L		<u></u>	
を		f 非常警報器具又は非常警報設	・左記fを満たしていない。	-			
2		備及び消防機関への通報設備					
階		(電話で可)があるか。					
以							
上		非常警報器具;警鐘、携帯用拡					
に		声器、手動式サイレン等のこと。					
設		非常警報設備;非常ベル、自動					
け		式サイレン、放送設備等のこと。					
る				L		<u> </u>	
場		g カーテン、敷物等で可燃性の	・左記gを満たしていない。	-			
合		ものについて防炎処理されてい	防炎物品の表示にも努め				
の		るか。	ること。				
条							
件	(3)保育室が4階以上の	a 耐火建築物であるか。	・建築基準法第2条第9号の	-			
	場合の条件		2 に規定する耐火建築物で				
			ない。(準耐火建築物は不				
			可)				
						<u> </u>	
		b 保育室の各部分から歩行距離	・以下に掲げる施設又は設備	-			
		30m以内に乳幼児の避難に適	のうち該当するものが一つ				
		した構造の施設又は設備がある	もない。				
		か。	建築基準法施行令第12				
			3条第1項に規定する屋				
			内避難階段又は第3項に				
			規定する構造の屋内特別				
			避難階段				
			建築基準法施行令第12				
			3条第2項に規定する構				
			造の屋外階段				
			・建築基準法施行令第123	-			
			条第2項に規定する屋外階				
			段を備えていない。				
			避難階段 建築基準法施行令第12 3条第2項に規定する構造の屋外階段 ・建築基準法施行令第123 条第2項に規定する屋外階	-			

指導			評価 基	ţ :	<u></u>			改	善
	調査事項	調査内容		判定	区分	実際の	D指導		
基準			評価事項	В	С	1	文書	結	果
<u> </u>	(3)保育室が4階以上の	 c 調理室は床及び壁が耐火構造		_					
4	場合の条件	で戸が防火戸であるか。	のうち該当するものが一つ						
	-%L 05 X/11		もない。						
保			保育施設の調理室以外の						
育			部分と調理室を建築基準						
室			法第2条第7号に規定す						
			12.00						
を			る耐火構造の床若しくは						
2			壁又は建築基準法施行令						
階			第112条第1項に規定						
以			する特定防火設備で区画						
上			し、換気、暖房又は冷房						
に			の設備の風道が、当該床						
設			若しくは壁を貫通する部						
け			分又はこれに近接する部						
る		ダンパー;ボイラーなどの煙	分に防火上有効にダンパ						
場		道や空調装置の空気通路に設け	ーが設けられている。						
合		て、煙の排出量、空気の流量を	調理室にスプリンクラー						
の		調節するための装置のこと。	設備その他これに類する						
条			もので自動式のものが設						
件			けられている。						
			調理室において調理用器						
			具の種類に応じ有効な自						
			動消火装置が設けられ、						
			かつ、当該調理室の外部						
			への延焼を防止するため						
			に必要な措置が講じられ						
			ている。						
		d 保育施設の壁及び天井の室内	・左記 d を満たしていない。						
		に面する部分の仕上げを不燃材							
		料でしているか。							
		e 保育室その他乳幼児が出入り	・転落防止設備がない。			1			
		し、又は通行する場所に、乳幼							
		児の転落事故を防止する設備が	・転落防止設備が活用されて		_				
		設けられているか。	いない等運用面で注意を要						
			する事項がある。						
		f 非常警報器具又は非常警報設	・左記 f を満たしていない。		t	† <u>-</u>			
		備及び消防機関への通報設備							
		(電話で可)があるか。							
		非常警報器具;警鐘、携帯用拡							
		声器、手動式サイレン等のこと。							
		非常警報設備;非常ベル、自動							
		式サイレン、放送設備等のこと。							
		g カーテン、敷物等で可燃性の	・左記 σ を満たしていたい		 				
		まのについて防炎処理されてい		-					
		るか。	ること。						

- AH	\ <u>1</u>	1		T					Natio .			T _,	
指	旮	!	Mary the all the		評	1	西 2	基 	準	1	- Holle	攻	善
Ĺ.,	we	調査事項	調査内容	27:	<u>.</u> .			1	区分	1	1		199
基:	샤		941B [[0] 5.0 % ** c		価!			В	C	口與	文書	結	朱
_		(1) 保育の内容	a 乳幼児一人一人の心身の発育や						-	-	-		
5			発達の状況を把握し、保育内容を 										
	i	※ 保育所保育指針(平成 20年厚生労働省告示	工夫すること。	学は、I						i			
保		. I		て、それ	いぞれ 多	き施す	る。)		.	ļ	ļ . .	 <i>-</i>	
ĺ			b 乳幼児が安全で清潔な環境の中	I .									
育		適切な保育が行われてい)_(·					
		るか。	スよく組み合わせた健康的な生活										
内			リズムが保たれるように、十分に										
	İ		配慮がなされた保育計画を定め実										
容			行しているか。								1		
ļ			(a)カリキュラムが、乳幼児の日	・デイリー	-プロク	゚ヺム	等が作	-	0				
			々の生活リズムに沿って設定さ	成されて	いない	١,					l		
			れているか。										
			(b) 必要に応じ入所乳幼児に入浴	・汚れたと	きの処	置が	不適当	0	-				
			又は清拭をし、身体の清潔が保	分に注意	意を要	するも	တငါ						
	-		たれているか。	ついて	ま文書	岩導る	行う						
				こと。],						
		,											ŀ
	١		(c)沐浴、外気浴、遊び、運動、	・屋外遊劇	の機会	が適	切に確	0	-				
	1		睡眠等に配慮しているか。	保されて	いない	. (4))児)						
			(d) 外遊びなど、戸外で活動でき	・外気浴の	機会が	適切	こ確保	0					
	1		る環境が確保されているか。	されてい									
				特に注意									ı
				ついては			1 1				' 		
			İ	こと。	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	.,							
	۱			(-20			ار						
			c 漫然と乳幼児にテレビを見せ続	・テレビや	ビデオ	を見る	 け続け	0	_				
			けるなど、乳幼児への関わりが少		- , , ,		_,,,,,,,	Ŭ			Ì		
			ない「放任的」な保育になってい		の単分	原にも	kt	\cap	_				
			ないか。	きめ細か						j			.
				に関わっ			CANTA A						-
	1			特に注意	_	_	ا زءات						ı
			·	ついては			- 11				`		
					人面泪	~7 ~€1	,,			l	ı		
				ردی.			ا				ŀ		
		-	」	一・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・									
].		d 必要な遊具、保育用品を備えら	・斑具かな	۵, ۸		İ	_	0				-
	Ì		れているか。		a. 50.		[ŀ		
	1		※ テレビは含まない。	・遊具につ		香を装	きずる	0	_				-
				点がある	•								-1
				年齢に					ŀ	ļ			
				られてい		衛生面	記に問	i					
				題がある	等。					ŀ			
,									1				
				・大型遊具				-	0		- 1		
		İ		っては、	その安	全性に	問題	.		1	[
				がある。									
													_[

指 導			評 価 基	<u>t</u> :	<u></u>			改	善
	調査事項	調査内容		判定	区分	実際0	D指導		
基準			評価事項	В	С		文書	結	果
	(2)保育従事者の保育姿								\neg
5	勢等								
	a 保育従事者の人間性と	(a)乳幼児の最善の利益を考慮し、	・施設内研修の機会を設ける		_				
保	専門性の向上	保育サービスを提供する者とし							
,,,	313123732	て、適切な姿勢であること。特							
育		に、施設の運営管理の任にあた							
13		る施設長については、その職責							
内		にかんがみ、資質の向上、適格							
		性の確保が求められること。							
容		(b)保育所保育指針を理解させる							
		機会を設けるなど、保育従事者							
		の人間性と専門性の向上を図る							
		よう努めているか。							
	b 乳幼児の人権に対する	乳幼児に身体的苦痛を与えたり、	・配慮に欠けている。						
	十分な配慮	人格を辱めることがないなど、乳	•						
	177 0-40/10	幼児の人権に十分配慮がなされて	を問わず児童に身体的苦痛						
		いるか。	を与えている。						
			いわゆるネグレクトや差						
			別的処遇が見られる。						
			等						
	c 児童相談所等の専門的	 入所乳幼児について、虐待等不	・虐待等不適切な養育が疑わ		†·				
	機関との連携	適切な養育が疑われる場合に、児							
		童相談所等の専門的機関と連携す	通告等が行われていない。						
		る等の体制がとられているか。							
		虐待が疑われる場合だけでな							
		く、心身の発達に遅れが見られ							
		る場合、社会的援助が必要な家							
		庭状況である場合等においても、							
		専門的機関に対し適切な連絡に							
		努めること。							
	(3)保護者との連絡等								\exists
	a 保護者との密接な連絡	連絡帳又はこれに代わる方法に	・可能な限り、保護者と密接		-				
	を取り、その意向を考慮	より、保護者からは家庭での乳幼	な連絡を取ることに心がけ						
	した保育の実施	児の様子を、施設からは施設での	ていない。						
		乳幼児の様子を、連絡しているか。							
	b 保護者との緊急時の連	緊急時に保護者へ早急に連絡で	・保護者の緊急連絡表が整備	-					
	絡体制	きるよう緊急連絡表が整備され、	されていない。						
		全ての保育従事者が容易にわかる							
		ようにされているか。							
		消防署、病院等の連絡先一覧							
		表等も併せて整備すること。							
	c 保育室の見学	保護者や利用希望者等から乳幼	・保護者等からの要望があっ		-	1			
		児の保育の様子や施設の状況を確	た場合に、乳幼児の安全確						
		認する要望があった場合には、乳	保、保育の実施等に支障の						
		幼児の安全確保等に配慮しつつ、	ない範囲であっても、これ						
		保育室などの見学が行えるよう適	らの要望に適切に対応して						
		切に対応すること。	いない。						

指導						改 善
	調査事項	調査内容		判定区分	実際の指導	
基準			評価事項	ВС	口頭 文書	結 果
6 給	(1)衛生管理の状況 a 調理室、調理、配膳、 食器等の適切な衛生管理	(a)食器や哺乳ビン及びふきん、 まな板、なべ等について定期的 に煮沸消毒が行われているか。	・定期的に煮沸消毒を実施していない。	-		
食		(b)調理室が清潔に保たれているか。(c)調理方法が衛生的であるか。(d)配膳が衛生的であること。	・汚れている。残飯等が放置 されている。 ・不適切な事項がある。			
		(e)食事時、食器類や哺乳ビンは、 乳幼児や保育従事者の間で共用 されていないか。				
		(f)食品の保存(持参による弁当、 仕出し弁当、離乳食も含む)に ついて腐敗、変質しないよう冷 蔵庫を利用する等適当な措置を 講じているか。	品の保存に関し、不適切な	-		
	健康状態(アレルギー疾	(a)乳児の食事を幼児の食事と区別して実施しているか。 (b)健康状態(アレルギー疾患等を含む。)等に配慮した食事内容か。	・配慮されていない。	-		
		[市販の弁当等の場合] (c)乳幼児に適した内容であるか。	・配慮されていない。	-		
		(d)乳児にミルクを与えた場合は、 ゲップをさせるなどの授乳後の処 置が行われているか。また、離乳 食摂取後の乳児についても食事後 の状況に注意が払われているか。	・乳児に対する配慮が適切に 行われていない。	-		
	b 献立に従った調理	(a)栄養所要量、乳幼児の嗜好を 踏まえ変化のある献立により、 一定期間の献立表を作成し、こ の献立に基づき調理がされてい るか。	・献立に従った調理が適切に	-	1	

指導				基 準			改	善	
	調査事項	調査内容		判定	区分	実際の	D指導		
基準			評価事項	В	С	口頭	文書	結	果
	(1)乳幼児の健康状態の	a 登園の際、健康状態の観察及び、	・十分な観察が行われていな		-				
7	観察	 保護者からの乳幼児の報告を受け	l1.						
	登園、降園の際、乳幼	ているか。	•						
健	児一人一人の健康状態の	体温、排便、食事、睡眠、表	・保護者から報告(連絡帳を		_				
122	観察	情、皮膚の異常の有無、機嫌等	活用することを含む。)を						
康	田ル ジベ		受けてない。						
1284			X17 C/4V10						
管		 b 降園の際、登園時と同様の健康	・十分か 知 変が行われ <i>て</i> いか						
ь		状態の観察が行われているか。保	「						
理		護者へ乳幼児の状態を報告してい	•	_					
4		るか。	いて保護者等にその旨を報						
		ອນ.	告していない。						
	(2) 到幼児の発育チェル	。 自見ぬな手の測字など 甘木的							
安	(2)乳幼児の発育チェック	a 身長や体重の測定など、基本的 な発育チェックを毎日定期的に行		-					
女	•	な発育チェックを毎月定期的に行	く行っていない。 ・基本的な発育チェックを毎						
		っているか。			-				
全			月行っていない。						
T to	(3)乳幼児の健康診断	- ヅ は日の伊京北部の南部のナサ) にはにウサナヤマルカ						
確		a 乳幼児の健康状態の確認のため、		-					
/ -	乳幼児の健康診断を入所		い。ただし、保護者からの						
保	時及び1年に2回、学校		健康診断結果の提出がある						
	保健法に規定する健康診	入所後直ちに行っているか。	場合等は、これにより入所						
	断に準じて実施		時の健康診断がなされたも						
			のとみなしてよい。						
		b 1年に2回の健康診断が実施さ	・全く実施されていない。	-					
		れているか。(おおむね6月毎に実							
		施)	・1年に1回しか実施してい		-				
		施設において直接実施できな	ない。						
		い場合は、保護者から健康診断	・健康診断の内容が不十分又		-				
		書又は母子健康手帳の写しの提	は記録に不備がある。						
		出を受けること。			 				
		c 入所後の乳幼児の体質、かかり		-					
		つけ医の確認、緊急時に備えた保	の病院関係の一覧が未作成。						
		育施設付近の病院関係の一覧を作							
		成し、全ての保育従事者への周知	・職員への周知状況の不徹底		-				
		が行われているか。	等対応が不十分。						
	(4)職員の健康診断	a 職員の健康診断を採用時及び1	・実施されていない。	-					
		年に1回実施しているか。							
		b 調理に携わる職員には、おおむ	・実施されていない。	-					
		ね月1回検便を実施すること。	・おおむね月1回の検便が実		-				
			施されている状況にない。						
	(5)医薬品等の整備	a 必要な医薬品その他の医療品が	・左記の最低必要な医薬品、		-				
		備えられているか。	医療品がない。						
		最低必要なもの;体温計、水							
		まくら、消毒薬、絆創膏類							

指導				·			改	善	
	調査事項	調査内容	<u> </u>	判定	区分	実際0)指導		
基準			評価事項	В	С	口頭	文書	結	果
	(6)感染症への対応	a 感染症にかかっていることがわ	・対応が適切ではない。	-					
7		かった乳幼児及び感染症の疑いが							
		ある乳幼児については、かかりつ							
健		け医の指示に従うよう保護者に指							
		示しているか。							
康									
		b 再登園時には、かかりつけ医の	・治癒の判断をもっぱら保護						
管		「治癒証明」 かかりつけ医とのや	者に委ねている。						
		りとりを記載した書面の提出など							
理		について、保護者の協力を求めて							
		いるか。							
•									
		c 歯ブラシ、コップ、タオル、ハ	・洗浄、洗濯等を行わないま						
安		ンカチなどは、一人一人のものを	ま共用している。						
		準備すること。							
全									
	(7)乳幼児突然死症候群	a 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の	・乳児室に職員が在室してい	-					
確	の予防	状態をきめ細かく観察すること。	ないなど、予防への配慮が						
			ない。						
保		b 乳児を寝かせる場合には、仰向	・乳幼児突然死症候群の予防	-		1			
		けに寝かせること。	への配慮が不足している。						
		仰向け寝は、乳幼児突然死症							
		候群のほか、窒息の防止の観点							
		から有効であるが、医学上の理							
		由から医師がうつぶせ寝を勧め							
		る場合もあるため、うつぶせ寝							
		を行う場合は入所時に保護者に							
		確認するなど、乳幼児突然死症							
		候群の予防への配慮に努めるこ							
		と。							
						l			
		c 保育室では禁煙を厳守すること。	・保育室内で喫煙している。	-					
	(8)安全確保	a 乳幼児の安全の確保に配慮した	・保育室だけでなく、乳幼児		-				
		保育の実施を行うこと	の出入りする場所には危険						
			物防止に対する十分な配慮						
		b 事故防止の観点から、その施設	がされているか。						
		内の危険な場所、設備等に対して							
		適切な安全管理を図ること。	・施設内の危険な場所、設備	-					
			等への囲障の設置がない。						
		c 不審者の立入防止などの対策や							
		緊急時における乳幼児の安全を確			-				
		保する体制を整備すること。	十分。						

指導							改	善	
1H 47	調査事項	_ 調 査 内 容	n m &		判定区分)指道		
基準	#3 <u>T</u> 3	*, = 1, =	評価事項	В	C	口頭		結	果
基 8 利 用 者 へ の 情	(1)施設及びサービスに関する内容の掲示	以下の事項について、施設のサービスを利用しようとする者が見やすい場所に掲示されているか。 a 設置者の氏名又は名称及び管理者の氏名 b 建物、その他設備の規模及び構造 c 施設の名称及び所在地 d 事業を開始した年月日 e 開所している時間 f 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 g 入所定員			1	 		結	果
報		h 保育士その他の職員の配置数又 はその予定							
提 供	(2)サービス利用者に対する契約内容の書面による交付	以下の事項について、利用者に書面による交付がされているか。 a 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名 b 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 c 施設の名称及び所在地 d 施設の管理者の氏名及び住所 e 当該利用者に対し提供するサービスの内容 f 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 g 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容 h 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先	・書面により交付されていない。・左記a~hの事項につき、交付内容が不十分。		-				
	(3)サービスの利用予定 者から申し込みがあっ た場合の契約内容等の 説明	a 当該サービスを利用するための 契約の内容及びその履行に関する 事項について、適切に説明が行わ れているか。		-	-				

指	導			評 価 基			改	善
		調査事項	調査内容		判定区分	実際の指導		
基	準			評価事項	в с	口頭 文書	結	果
		(1)職員に関する書類等	a 職員の氏名、連絡先、職員の資	・確認できる書類が備えられ	-			
	9	の整備	格を証明する書類(写) 採用年月	ていない。				
			日等が記載された帳簿					
1	莆			・整備内容が不十分。	-			
						.]	<u> </u>	
7	Ž		b 労働基準法等の他法令に基づき、	・左記の帳簿の整備状況が不	-			
			各事業場ごとに備え付けが義務付	十分。				
{	3		けられている帳簿等があるか。					
			・労働者名簿(労働基準法第10					
¢	Æ		7条)					
			・賃金台帳(労働基準法第108					
3			条)					
			・雇入、解雇、災害補償、賃金そ					
			の他労働関係に関する重要な書					
			類の保存義務(労働基準法第1					
			0 9条)					
		(2)在籍乳幼児に関する	a 在籍乳幼児及び保護者の氏名、	・確認できる書類が備えられ	-			
		書類等の整備	乳幼児の生年月日及び健康状態、	ていない。				
			保護者の連絡先、乳幼児の在籍記					
			録並びに契約内容等が確認できる	・整備内容が不十分。	-			
			書類があるか。					

(別添様式)

(番号)

(日 付)

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書

(施設設置者) 殿

都道府県知事 (氏 名) 印

貴殿の設置(管理)する<u>(施設の名称)</u>については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平成13年3月29日雇児発第177号雇用均等・児童家庭局長通知)に基づく認可外保育施設指導監督基準を満たしているため、その旨を証明する。

施設の名称

施設の所在地 県 市××・・・・

事業開始年月日 年 月 日

設 置 者

管理者(施設長)

都道府県による立入調査実施日 年 月 日 証明書交付年月日 年 月 日

当施設は児童福祉法第35条の認可を受けていない保育施設(認可外保育施設)として、同法第59条の2に基づき都道府県への設置届出を義務付けられた施設です。

設置届出先 県(部課)

(

この証明書の交付前に同様の証明書の交付を受けている場合にあっては、従前の証明 書を上記設置届出先に返還すること。